

## 第6章 子どもの貧困対策計画

### 【背景】

次代を担う子どもたちが、自分の可能性を信じて今を生き、前向きに挑戦しながら、未来を切り拓いていけるような環境づくりが何よりも重要です。しかしながら、その生まれ育った環境の事情等により、子どもの現在及び将来が左右されることも現実には生じています。子どもの相対的貧困率は、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成21（2009）年に15.7%、平成24（2012）年に16.3%に上昇し、平成27（2015）年に13.9%と12年ぶりに改善しましたが、子どものおよそ7人に1人が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は、50.8%と引き続き高い水準となっており、ひとり親世帯の過半数が貧困状態にあります。このような中、子どもの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などをあわせて子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成25年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が成立し、平成26年1月に施行されました。また、同年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等が定められました。さらに、令和元年6月、法律の一部が改正され、同年9月に施行されました。改正法では、目的や基本理念の充実や大綱の記載事項の拡充等が定められ、同年11月には新たな大綱が策定されました。

市においても、これまで各種の子どもの貧困対策の取組を実施してきましたが、今般の国や都の状況に鑑み、一層の充実を図るため「子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

## 【現状と課題】

「調布市 子どもの生活実態に関する分析報告書」（平成 29 年）によると，市における生活困難を抱える子どもの割合は，約 5～7％の子どもの困窮層※，12～16％が周辺層※となっており，また生活困難は年齢が高い層ほど多く発生しています。

ひとり親世帯の割合は子どもの年齢が高いほど高いという傾向があり，また子どもの 1 割程度がひとり親世帯に属し，ひとり親世帯の困窮層は約 2 割にのぼる状況において，16-17 歳では 47.3％と約半数が生活困難層であり，教育費をはじめ，負担が増大する高校生世代の子どもがいるひとり親世帯に対する支援の充実が求められます。また，無職や低所得のひとり親世帯の親に対する就労支援の充実が必要となっています。

家計の状況においては，約 1 割弱の調布市の子ども家庭において食料や衣料が買えなかった経験があり，2～4％の子どもの世帯で電話，電気，ガス，水道，家賃などの滞納経験があります。

さらに，学習面についてみると，中学 2 年生の生活困難層では，5.6％が学校の授業が「ほとんどわからない」と回答し，家庭において勉強する環境が整っていない子どもが生活困難層に多い傾向があり，補習の機会や自習室の確保など，学習支援の充実が必要といえます。

また，13 歳から 39 歳までの市民を対象とした「調布市子ども・若者意識調査」（平成 30 年）では，市が特に取り組むべきこととして，5 割強の方が「年齢や経済的な心配のない学習環境等の充実」を望んでいることがわかりました。

---

※ 生活困難層の定義（平成 28 年「東京都子供の生活実態調査」による）は以下の 3 つの軸で，2 つ以上該当する世帯を「困窮層」，1 つのみ該当する世帯を「周辺層」，また「困窮層」と「周辺層」をあわせて「生活困難層」，1 つも該当しない世帯を「一般層」と定義しています。

1. 低所得…厚生労働省の国民生活基礎調査による相対的貧困基準を下回ること
2. 家計の逼迫…公共料金や家賃の滞納，食費等の不足など家計のやりくりの厳しさ
3. 子どもの所有物や体験の欠如…家族旅行や遊園地等に行く，学習塾や習い事に行く，誕生日やクリスマスのプレゼントをもらう等

## 1 施策の方向

### (1) 教育支援

すべての子どもが意欲的に勉学に励み、将来、子どもたちが希望する進路に進み、多様な職業の選択ができるよう、乳幼児期の保育・教育の確保をはじめ、学習環境の整備や教育の機会均等の確保、教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

### (2) 生活の安定に資するための支援

生活に窮する子育て家庭における経済的負担の軽減や健康管理意識の啓発、子育てに関する支援を総合的に行います。

また、地域や学校、家庭が相互に連携して、子どもの生活習慣の改善や居場所づくりを推進するとともに、子ども食堂の実施等、子どもの居場所づくりを行う民間活力を積極的に支援します。

複雑化・多様化する児童相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携はもとより、相談員の対応力の向上を図ります。

### (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

### (4) 経済的支援

子育て家庭等の生活基盤の安定に資するよう、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援を行います。

## 2 具体的取組

### (1) 教育支援

#### ■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
母子・父子福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金）	ひとり親家庭の子どもたちの進学と自立に向けた取組を支援するため、20歳未満の子を養育しているひとり親家庭に高校・大学等へ入学する際に必要な資金や修学に必要な資金を無利子で貸し付けます。	子ども家庭課
女性福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金）	配偶者がいない女性が扶養している世帯の子どもたちの進学と自立に向けた取組を支援するため、対象となる子の高校・大学等へ入学する際に必要な資金や修学に必要な資金を無利子で貸し付けます。	子ども家庭課
子ども・若者総合支援事業「ここあ」（子どもの学習支援事業）	経済的に困難を抱える世帯の子どもたちの学力向上や進学を支援することを目的に中学生等を対象とした学習支援事業を行います。	子ども家庭課 生活福祉課
保育園等の保育料負担軽減	保育園等の保育料を国基準の保育料の半額程度に設定して子育て家庭を経済的に支援します。	保育課
幼稚園・保育園等と小学校との連携	幼稚園や保育園等から小学校へスムーズに入学できるように、それぞれの関係者が直接的に交流することにより子どもたちの健全な育ちを支える連携体制を構築します。	保育課 指導室
受験生チャレンジ支援貸付（再掲）	一定所得以下の世帯の子どもたちの進学に向けた取組を支援するため、中学校3年生、高校3年生またはこれに準じる方（高校中途退学者、高卒認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生等）を養育している世帯に学習塾等の受講料や高校・大学等の受験料を無利子で貸し付けます。高校・大学等に入学した場合は返済が免除になります。	福祉総務課
生活保護（小・中学生）	入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等を支給します。	生活福祉課
生活保護（高校生）	入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給します。	生活福祉課
生活保護（次世代育成支援プログラム他）	小・中・高校生を対象とした通塾代、大学等受験費用、大学進学準備金等を助成します。	生活福祉課

具体的取組	取組概要	所管部署
障害児通園事業 (児童発達支援事業) (再掲)	専門的支援を必要とする障害のある3～5歳児を対象に、児童発達支援事業を実施し、子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し、社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援します。 ・定員：1日40人 ・実施時間：午前9時30分から午後2時30分まで ・日数：週5日（月～金曜日）	子ども発達センター
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、教育費の一部を援助します。	学務課
日本語指導教室 (再掲)	外国にルーツがある、または帰国子女等に当たる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	指導室
読書習慣の形成支援	「第3次調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じた読書環境を整備し、読書を楽しむきっかけが得られるような事業を実施します。また、誰もが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などを行います。	図書館
教育支援資金の貸付 (生活福祉資金制度)	所得の少ない世帯の方が高校・大学等へ入学する際に必要な資金や修学に必要な資金を無利子で貸し付けます。	調布市社会福祉協議会

## (2) 生活の安定に資するための支援

## ■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
母子・父子自立支援員による相談支援 (再掲)	ひとり親家庭の生活上の相談と、その自立に必要な援助や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子ども家庭課
子育て支援サービス相談員による相談支援	転入や出生をはじめ、各種手続きのため来所した子育て家庭に対し、市内の子育て支援情報等を提供するほか、必要と思われるサービスの丁寧な説明を行い、支援を必要とする家庭に対し、母子・父子自立支援員や母子・父子就労支援専門員等、各関係機関につながります。	子ども家庭課

具体的取組	取組概要	所管部署
ひとり親家庭ホームヘルプサービス (再掲)	ひとり親家庭となった直後や就労に向けた訓練を受講する場合、また、親が一時的な病気などで家事や育児などの日常生活に支障をきたしている家庭へホームヘルパーを派遣し、食事の世話、育児などを行います。	子ども家庭課
子ども・若者総合支援事業「ここあ」(ひとり親の相談支援事業)	ひとり親家庭等が生活の中で直面する課題の解決や子どもの精神的安定を図り、地域での生活を総合的に支援します。	子ども家庭課
一時預かり保育	保護者の断続的な就労、職業訓練、就学のためや、保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭等、緊急・一時的に家庭内での保育が困難な市内在住の就学前児童を一時的に預かります。	子ども政策課 保育課
利用者支援事業 (再掲)	多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネート機能を担う事業です。子どもや保護者の身近な場所で支援を行います。	子ども政策課 保育課 健康推進課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	子育て短期支援(ショートステイ)事業とは、保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、緊急一時的に預かります(宿泊も可)。市内では子ども家庭支援センターすこやか、調布学園の2施設で実施しています(利用受付は子ども家庭支援センターすこやかで実施)。	子ども政策課
養育支援訪問事業 (再掲)	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行います。	子ども政策課
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	就労形態の多様化等により保護者の帰宅が遅い場合に、子どもを平日午後5時～午後10時まで預かります(会員登録制)。	子ども政策課
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) (再掲)	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(協力会員)による会員組織を設置し、保育園・幼稚園の送迎や一時的な保育等、地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施します。	子ども政策課

具体的取組	取組概要	所管部署
産前・産後支援ヘルパー事業(ベイビーすこやか)(再掲)	心身の負担感の軽減を図り、安心して産前・産後を過ごせるよう妊産婦を対象に自宅にヘルパーを派遣し家事育児をサポートします。	子ども政策課
幼稚園の預かり保育	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、在園児を幼稚園において預かり、保育を実施します。	保育課
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(再掲)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の三季休業中に実施します。	児童青少年課
放課後子供教室事業(ユーフォー)(再掲)	放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供し、楽しく自由に遊びながら、異なる年齢の子どもたちの交流を図り、社会性や想像力を養うことを目的として実施します。小学1年生から6年生までの児童を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。	児童青少年課
子どもの居場所づくり推進事業	市内において社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への居場所提供事業に要する経費の一部を補助することにより、困難を有する子ども・若者の自立した社会生活を促進しています。	児童青少年課
自立相談支援事業	調布市社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。	生活福祉課
家計改善支援事業	生活困窮世帯を対象に、日常のお金の使い方を見直し、収入のバランスなどの助言を行います。	生活福祉課
生活保護(ケースワーカーによる生活相談・支援)	生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。	生活福祉課
住まいぬくもり相談室	子育て家庭などの様々な事情により住まいにお困りの方を対象に、すまいサポート調布(調布市居住支援協議会)の相談員が相談者の状況をうかがいながら、適切な民間賃貸住宅の情報の提供や福祉サービス、行政支援などを紹介します。	住宅課

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
ひとり親家庭相談窓口強化事業	母子・父子就労支援専門員が、ひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談・支援を行います。ハローワークや母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供します。	子ども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子就労支援専門員が、児童扶養手当受給者等(生活保護受給者を除く)の自立・就労支援のために個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、生活保護受給者等就労支援事業等を活用し、ハローワークとの連携の下、支援を行います。	子ども家庭課
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	<p>母子家庭の母または父子家庭の父が、就労に結びつきやすい資格を取得するため、以下の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>自立支援教育訓練給付金</b> 教育訓練を受講した場合、その経費の一部を支給します。</li> <li>・ <b>高等職業訓練促進給付金</b> 就労につながる資格取得を目指し、養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担の軽減を図ります。養成機関を修了した際には、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。</li> </ul>	子ども家庭課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	<p>高校を卒業していないひとり親家庭の親及びその子が、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、以下の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金</b> 高卒認定試験への合格を目指す場合に、講座受講費用の一部を支給します。</li> <li>・ <b>ひとり親家庭高卒認定試験合格支援促進給付金</b> ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金を受給し、子ども・若者総合支援事業「ここあ」の学習支援事業を併用して利用する場合に、給付金を支給し、生活の負担の軽減を図ります。</li> </ul>	子ども家庭課

具体的取組	取組概要	所管部署
子ども・若者総合支援事業「ここあ」 (親の学習支援事業)	経済的に困難を抱えるひとり親家庭の親の進学や資格取得を支援することを目的とし、高校卒業程度認定試験合格を目指すための学習支援を行います。	子ども家庭課
ひとり親家庭通信制高校卒業支援給付金支給事業	子どもの安定した社会生活の実現に向けた取組を支援するため、経済的に支援を必要とするひとり親家庭の子どもが通信制高校及びサポート校に在籍する場合に給付金を支給し、学費等の負担を軽減することにより高校卒業を支援します。	子ども家庭課
母子・父子福祉資金の貸付(技能習得資金・就職支度資金等)	ひとり親家庭の就労と自立に向けた取組を支援するため、ひとり親家庭の親に起業や就職、知識技能を習得するために必要な資金を貸し付けます。	子ども家庭課
女性福祉資金の貸付(技能習得資金・就職支度資金等)	配偶者がいない女性の就労と自立に向けた取組を支援するため、親や子、兄弟姉妹を扶養している方や寡婦等を対象に、起業や就職、知識技能を習得するために必要な資金を貸し付けます。	子ども家庭課
生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉と就労の一体化事業の一環として、調布市庁舎内にハローワーク窓口を常設し、生活保護受給者をはじめ、生活困窮者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援を行います。	生活福祉課
調布市就職サポート事業	就労意欲が低く、就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等にあわせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	生活福祉課
女性に向けた就労支援事業	<p>・「女性のための仕事&amp;生活サポート相談」などの面接相談、さらに女性のキャリア形成をテーマとしたグループ相談など、女性の就労に関する相談を実施します。</p> <p>・女性の多種多様な相談に対応し、婦人相談員、母子・父子就労支援専門員が各関係機関と連携を図りながら自立に向けた就労支援を行います。</p>	男女共同参画推進課 子ども家庭課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	<p>高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。</p> <p>就職に関する一定の条件を満たした場合は返済が免除になります。</p>	調布市社会福祉協議会

(4) 経済的支援

■ 具体的取組 ■

具体的取組	取組概要	所管部署
ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	ひとり親家庭等の要件に該当する母，父または養育者及び18歳に達する日以降最初の3月31日まで（中程度以上の障害がある場合は，20歳未満まで）の児童に，医療費の自己負担分（課税世帯は，自己負担分の一部）を助成します。（生活保護受給者，健康保険未加入者は，対象外）所得制限があります。	子ども家庭課
乳幼児及び義務教育就学児医療費助成事業	乳幼児と非課税世帯の義務教育就学児の医療費の全部，小学生及び収入が基準以下である世帯の中学生の医療費の一部（通院時自己負担額を除いた額）を助成しています。	子ども家庭課
児童手当	子育て家庭（中学校修了前（15歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育する家庭）に対して手当を支給しています。	子ども家庭課
児童扶養手当（再掲）	ひとり親家庭等の状態にあつて，18歳に達した年度の3月末日まで（中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
児童育成手当（障害手当）（再掲）	身体障害者手帳1級・2級程度，愛の手帳1～3度程度，脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害を持つ20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
児童育成手当（育成手当）（再掲）	ひとり親家庭等の状態にあつて，18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
母子・父子福祉資金の貸付（生活資金・転宅資金等）	ひとり親家庭の生活の自立を支援するため，20歳未満の子を養育しているひとり親家庭に一定期間の生活を維持するために必要な資金や転宅に必要な資金等を貸し付けます。	子ども家庭課
女性福祉資金の貸付（生活資金・転宅資金等）	配偶者がいない女性の生活の自立を支援するため，親や子，兄弟姉妹を扶養している方や寡婦等を対象に，一定期間の生活を維持するために必要な資金や転宅に必要な資金等を貸し付けます。	子ども家庭課

具体的取組	取組概要	所管部署
多胎児家庭における育児用品等購入費助成事業	子ども・若者基金を活用して、多胎児世帯における育児用品等の購入支援を行います。	子ども政策課
緊急援護資金貸付	低所得世帯の市民に対し、緊急を要する場合の生活費を貸し付けます。	生活福祉課
住居確保給付金の支給	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を求職活動中有期で支給します（生活保護受給者除く）。	生活福祉課
生活保護（生活費等の法内援護）	生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します（現物給付含む）。	生活福祉課
母子栄養強化乳製品支給扶助（再掲）	経済的理由で適切な栄養の摂取が困難な母子に対し、粉ミルクを支給します。	健康推進課
妊産婦・乳幼児保健指導票交付（再掲）	経済的理由のある妊産婦、乳幼児に対し保健指導に要する費用を公費で負担します。	健康推進課
住まいぬくもり支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸住宅仲介支援支援事業 市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、協力不動産事業者等の仲介を利用した場合に、その仲介手数料を一部助成します。（限度額5万円）</li> <li>・民間賃貸住宅家賃等債務保証支援事業 保証人となる方がいないことにより転居先の確保が困難となっている方に対し、協力不動産事業者等を通じ、民間保証会社を利用した際の保証料を一部助成します。（限度額2万5千円）</li> </ul>	住宅課
総合支援資金の貸付（生活支援費・一時生活再建費・住宅入居費）	失業や収入の減少により日常生活全般に困難を抱えた低所得世帯の生活の立て直しのため、一時的な資金を無利子で貸し付けます。	調布市社会福祉協議会
生活福祉資金の貸付	日常生活を送る上で、または自立した生活を送るために、一時的に必要であると見込まれる資金を無利子で貸し付けます。	調布市社会福祉協議会

